

資料No.2-1

江田島市公共交通協議会
平成30年1月18日

平成30年度江田島市乗合タクシー運行業務委託について

平成30年度の乗合タクシー運行業務委託について、運行事業者の選定を行った。ついては、次の各事業者と運行業務委託契約を締結する。

1 選定に至る経緯

- ・例年同様に、平成29年11月21日付けで、広島県タクシー協会江能支部長に対し、平成30年度の運行事業者についての推薦を依頼した。
- ・しかし、支部内で意見がまとまらなかったことから、市公共交通協議会において選定を行うこととなった。

2 選定方法

運行内容等を総合的に判断できるよう、公募型プロポーザル方式により実施。

3 審査委員会

審査委員会の委員は、学識経験者、航路事業者、住民代表など、公共交通協議会の委員から選任した8名に依頼。(別紙参照)

4 応募事業者

江田島北部線、江田島北部朝夕便		沖美北部線	沖美南部線
(株)江田島タクシー	(有)矢の浦タクシー	三高タクシー	(有)能美タクシー

5 江田島市乗合タクシー運行業務プロポーザル審査委員会の開催状況

(1) 第1回審査委員会

- ・平成29年12月15日付けで書面審議により実施。
- ・協議内容：運行業務受託事業者の選定方法について、公募型プロポーザル方式による選定と、その実施方法について書面審議を依頼した。
- ・審議結果：書面審議の結果、承認を得た。

(2) 第2回審査委員会

- ・平成30年1月11日(木) 江田島市役所4階会議室にて開催。
- ・協議内容：応募事業者によるプレゼンテーション等を実施。
その後、審査委員による採点を行い、優先交渉者を決定した。

6 優先交渉者

- (1) おれんじ号江田島北部線、江田島北部朝夕便 … (株)江田島タクシー
- (2) おれんじ号沖美北部線 … 三高タクシー
- (3) おれんじ号沖美南部線 … (有)能美タクシー

(別紙) プロポーザル審査委員会 委員名簿

所 属	団体名	職名等	氏 名	備 考
学識経験者	県立広島大学	名誉教授	野原 建一	
学識経験者	広島商船高等専門学校	教授	岡山 正人	
一般旅客定期航路事業者	広島県旅客船協会	専務理事	松山 生馬	
住民代表者	江田島市自治会連合会	会長	濱中 繁美	
広島県	地域政策局地域力創造課	課長	木村 洋	
江田島市	江田島市	副市長	土手 三生	
江田島市	江田島市	企画部長	渡辺 高久	
道路管理者	江田島市	土木建築部長	木村 成弘	

江田島市乗合タクシー運行業務プロポーザル実施要項

1 目的

本要項は、平成30年度における乗合タクシー運行業務の受託業者を選定するために、必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 系統及び運行区域（路線）

系 統 名	運行の態様	運行区域（路線）
江田島北部朝夕便	路線定期運行	江田島北部地区（大須～切串～小用）
おれんじ号江田島北部線	区域運行	江田島北部地区（大須～切串～小用）
おれんじ号沖美北部線		沖美・能美地区（美能～三吉～中町）
おれんじ号沖美南部線		沖美・能美地区（三吉～是長～中町）

(2) 委託期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

(3) 運行内容・委託料等

別紙仕様書のとおり

3 応募資格

本プロポーザルにおける応募資格は次のとおりです。

- (1) 中国運輸局から、一般乗合旅客自動車運送事業（応募する系統の運行の態様に係るもの）の経営許可を受けていること。または、平成30年1月31日までに経営許可申請を行い、平成30年3月31日までに中国運輸局から経営許可を受けられる見込みのあること。

※市内事業者・市外事業者は問いませんが、「一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について」（改正 平成28年12月20日 中国運輸局公示第59号）に示されている営業所要件を満たしている（または満たす見込みがある）ことが必要です。

○経営許可申請事案の審査基準について（中国運輸局 HP）

https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/jidousha/tabil_01.pdf

- (2) 団体またはその代表者が、次の者に該当しないこと。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定に該当する者。

（一般競争入札の参加者の資格）

第一六七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

②会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225条）による再生手続き開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全な者。

③県税，市町村税ならびに消費税および地方消費税を滞納している者。

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団その他の反社会的団体である者またはそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不当行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（法人の場合は，法人の非常勤役員を含む役員ならびに支配人および営業所の代表者を含み，その他の団体の場合は，団体の代表者・理事等法人の場合と同様の責任を有する者）。

（定義）

第二条 同上

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

⑥成年被後見人若しくは被保佐人または破産者であって復権していない者。

※④および⑤については，提出された団体概要や役員名簿等に基づき，警察との連携により，必要な調査を行う場合があります。

4 応募方法

(1) 応募書類

【様式 1】公募型プロポーザル参加申請書

【様式 2】事業計画書

【3 (1) 関係書類】次のどちらかの書類を添付してください。

- ・一般乗合旅客自動車運送事業 経営許可書の写（もしくは運行を証明できる書類）
- ・経営許可が受けられる見込みがあることの理由書（任意様式）

(2) 提出部数

10 部（申請書以外は複写可）

(3) 応募に関する質問

応募資格を満たす者で，実施要項や配布資料等について質問がある場合は，【様式 3】質問票により，持参，ファックスまたは電子メールのいずれかの方法で，市公共交通協議会事務局（企画部企画振興課内）宛に提出してください。

○質問の提出期限 平成 29 年 12 月 26 日 17 時まで

○質問の回答 平成 29 年 12 月 27 日 17 時までに，市 HP 上に掲載します。

(4) 応募書類の提出期限

平成 30 年 1 月 5 日（金） 正午必着（郵送の場合は，当日消印有効）

(5) 提出方法

持参または郵送

(6) 提出場所

江田島市公共交通協議会事務局（江田島市企画部企画振興課内）

(7) 留意事項

- ①応募後、申請を取り下げる場合は、速やかに【様式4】取下書を提出してください（1部）。
- ②必要に応じて、提出された書類を補足する他の書類等の提出を求めることがあります。
- ③応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ④応募書類は理由の如何を問わず返却しません。また、応募に必要な経費は全て応募者の負担とします。
- ⑤全ての申請書類が揃っていない場合は、申請を受理しません。

5 評価基準及び審査方法

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 審査方法

応募者は、1月に実施する第2回プロポーザル審査委員会に出席し、応募内容に関するプレゼンを実施してもらいます。

江田島市公共交通協議会において指名した審査委員が、応募書類及びプレゼンの内容について評価基準に照らし評価・採点を行った後、最も適当と認められる者を優先交渉者とし、次に評価の高い者を次点とします。

なお、採点の結果、基準点（50点満点中30点）を満たさなかった場合は、失格とします。

(3) 受託業者の決定

優先交渉者への業務委託について、江田島市公共交通協議会において協議を行い、本協議会の承認が得られた場合に、受託業者として決定します。

なお、本協議会において承認が得られなかった場合は、次点の者と協議を行います。

(4) 審査結果

受託業者が決定した後、審査結果を申請者へ通知します。

(5) 契約方法

受託業者と随意契約を行います。

(6) その他

- ①応募者が1者の場合においても上記審査を実施します。
- ②応募者がいない場合は、昨年度までの実績がある業者と随意契約を行います。
- ③(3)なお書きにおいて、次点の者がいない場合は、(5)②と同様の取扱いとします。

6 実施スケジュールについて

- (1) H29.12.20(水) 応募開始
- (2) H29.12.20(水)～H29.12.26(火) 質問受付
- (3) H30.1.5(金) 応募提出期限
- (4) H30.1.10(水)～16(火) 審査委員会の開催、優先交渉者の内定
- (5) H30.1.18(木) 市公共交通協議会での審議（承認のうえ決定）
- (6) ～H30.1.31(水) 運行認可申請書の提出期限（新規参入の事業者の場合のみ）

(別紙)

○評価基準

評 価 項 目		点 数
評 価 基 準		
1	運行体制の確保	15
	①乗合タクシー運行に必要な乗務員をどのように確保するか。	
	②予約や問合せなどをどのように受け付けるか（方法・体制など）。	
2	緊急時の対応	10
	①運行する車両が故障等により使用できなくなった際、どのように対応するか。	
	②天災等により運行できなくなった場合、どのように対応するか。	
3	サービスの向上	25
	①利便性向上のためのアイデアはあるか。	
	②利用者を確保・維持するために、どのようなことを行うか。	
	③利用者が気持ちよく利用できるための工夫はあるか。	
総合評価点		50

○評価方法

◆採点基準

1点	2点	3点	4点	5点
全くできていない	ほとんどできていない	どちらでもない	まあまあできている	よくできている

評 価 項 目		配 点		各委員が記載する具体的な得点の選択肢①	採点	得 点 ①*倍率
評 価 の 視 点			内訳			
1	運行体制の確保	15			—	
	①乗合タクシー運行に必要な乗務員をどのように確保するか。		10	1・2・3・4・5		①*2.0
	②予約や問合せなどをどのように受け付けるか（方法・体制など）。		5	1・2・3・4・5		①*1.0
2	緊急時の対応	10			—	
	①運行する車両が故障等により使用できなくなった際、どのように対応するか。		5	1・2・3・4・5		①*1.0
	②天災等により運行できなくなった場合、どのように対応するか。		5	1・2・3・4・5		①*1.0
3	サービスの向上	25			—	
	①利便性向上のためのアイデアはあるか。		10	1・2・3・4・5		①*2.0
	②利用者を確保・維持するために、どのようなことを行うか。		10	1・2・3・4・5		①*2.0
	③利用者が気持ちよく利用できるための工夫はあるか。		5	1・2・3・4・5		①*1.0

※ただし、基準点(30点)に満たない場合は、失格とする。

資料No.2-3

江田島市公共交通協議会
平成30年1月18日

平成30年度江田島市乗合タクシー運行業務プロポーザルに係る選定結果について

平成30年1月11日
江田島市公共交通協議会

1 募集の概要

(1) 募集期間

平成29年12月20日（水）から平成30年1月5日（金）まで

(2) 申込者（4社）

- ・株式会社江田島タクシー
（江田島市江田島町一丁目3番7号：代表取締役 川口 敏広）
- ・有限会社矢の浦タクシー
（江田島市江田島町中央五丁目1番5号：代表取締役 山中 繁）
- ・三高タクシー
（江田島市沖美町三吉456番地5：代表者 城山 賢二）
- ・有限会社能美タクシー
（江田島市能美町鹿川2723番地1：代表取締役 今宮 浩二）

2 審査の概要と結果

(1) 審査委員会の開催日

平成30年1月11日（木）13時30分～

(2) 審査の方法

審査委員会において、応募者からの応募書類等に基づきヒアリングを実施のうえ、あらかじめ定めた評価項目ごとに採点を行い、合計点数が最も高く、かつ基準点を満たしている者を、江田島市乗合タクシー運行業務委託の優先交渉者として選定する。

(3) 審査基準

評価項目		点 数	
評価基準			
1	運行体制の確保	15	
	①乗合タクシー運行に必要な乗務員をどのように確保するか。		
	②予約や問合せなどをどのように受け付けるか（方法・体制など）。		
2	緊急時の対応	10	
	①運行する車両が故障等により使用できなくなった際，どのように対応するか。		
	②天災等により運行できなくなった場合，どのように対応するか。		
3	サービスの向上	25	
	①利便性向上のためのアイデアはあるか。		
	②利用者を確保・維持するために，どのようなことを行うか。		
	③利用者が気持ちよく利用できるための工夫はあるか。		
【失格基準】総合評価点（各委員の平均）が <u>30 点未満</u> の場合には失格とします。		総合評価点	50

3 審査委員

所 属	団体名	職名等	氏 名	備 考
学識経験者	県立広島大学	名誉教授	野原 建一	
学識経験者	広島商船高等専門学校	教授	岡山 正人	
一般旅客定期航路事業者	広島県旅客船協会	専務理事	松山 生馬	
住民代表者	江田島市自治会連合会	会長	濱中 繁美	
広島県	地域政策局地域力創造課	課長	木村 洋	
江田島市	江田島市	副市長	土手 三生	江田島市公共交通協議会会長
江田島市	江田島市	企画部長	渡辺 高久	江田島市公共交通協議会副会長
道路管理者	江田島市	土木建築部長	木村 成弘	

4 審査結果

審査の結果，次の者の提案を採用し，江田島市乗合タクシーの運行委託事業者の優先交渉者として選定した。

(1) 江田島北部地区（江田島北部朝夕便，おれんじ号江田島北部線）

団体名	(A) 株式会社江田島タクシー	(B) 有限会社矢の浦タクシー
順位 (点数)	① (40.8点／50点)	② (32.6点／50点)
総 評	審査基準に基づく総合的な評価を行った結果，すべての評価項目でAの方が高い評価となった。 (ポイント) ・評価項目3「サービスの向上」 利便性向上のためのアイデアや利用者の確保・維持のための方法が，より高く評価された。	

※点数は，各委員の平均点

(2) 沖美北部地区（おれんじ号沖美北部線）

団体名	(A) 三高タクシー	
順位 (点数)	① (33.5点 / 50点)	
総評	審査基準に基づく総合的な評価を行った結果、基準点を超える評価となった。 (ポイント) ・評価項目2「緊急時の対応」 故障や天災など非常時の際の対応について、安定的な運行ができると評価された。	

※点数は、各委員の平均点

(3) 沖美南部地区（おれんじ号沖美南部線）

団体名	(A) 有限会社能美タクシー	
順位 (点数)	① (37.4点 / 50点)	
総評	審査基準に基づく総合的な評価を行った結果、基準点を超える評価となった。 (ポイント) ・評価項目2「緊急時の対応」 故障や天災など非常時の際の対応について、安定的な運行ができると評価された。	

5 運行事業者の決定

平成30年1月18日（木）開催の第2回公共交通協議会において、優先交渉者による運行業務委託について協議を行う。

承認された場合、平成30年度の運行事業者として決定する。

デマンド型乗合タクシー運行業務委託契約書

江田島市公共交通協議会を甲とし、株式会社江田島タクシーを乙として、甲と乙は、次のとおり業務委託契約を締結した。

(目的)

第1条 甲は次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託した。

- (1) 委託業務名 江田島北部地区デマンド型乗合タクシー運行業務
- (2) 委託区域名 江田島北部地区（差須浜～大須～幸ノ浦～江関～切串～小用）

(委託業務の内容)

第2条 委託業務の内容は、別紙仕様書のとおりとする。

(契約期間)

第3条 委託期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

2 運行日は別に定めるものとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(委託料)

第5条 甲は、委託業務の実施に要する費用（以下「委託料」という。）として、毎月別記により算出した額を乙に支払うものとする。

(再委託などの禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(報告書の提出)

第7条 乙は、毎月委託業務が完了した後、その完了した日から起算して5日以内に委託業務に関する内容（運行に係る収支状況や運行状況など）を甲に書面または電子メールで報告する。

(委託料の支払)

第8条 乙は、前条の報告書を甲に提出したときは、速やかに委託料請求書を甲に提出するものとし、甲は、当該請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

2 甲が支払期日までに乙に対して委託料を支払わないときは、甲は、乙に支払期日の翌日から支払する日までの日数に応じ、未払いの委託料につき年3.6パーセントの割合で算定した金額を利息として支払うものとする。

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要があると認めた場合は、委託業務の内容を一部変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合においては、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における甲の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に違反したとき。

(2) 委託業務の実施につき、乙に不正の行為があったため。

(3) 乙が、正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

2 乙は、自己の責めに帰すべき理由によりこの契約が解除された場合には、第5条に定める委託料の額の10パーセントに相当する額を、違約金として甲に支払うものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(実地調査など)

第12条 甲は、必要があると認めるときはいつでも乙に対し委託業務の実施の状況などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成30年 月 日

甲 広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市公共交通協議会
会長 土手 三生

乙 広島県江田島市江田島町小用一丁目3番7号
株式会社江田島タクシー
代表取締役 川口 敏広

デマンド型乗合タクシー運行業務委託仕様書（江田島北部線）

1 目的

バス路線から離れている、あるいは利用したい時間帯に路線バスが運行していない等の理由により、公共交通を利用しづらい地域において、路線バスに代わる交通手段としてデマンド型乗合タクシー（以下「デマンドタクシー」という。）による運行を、江田島市公共交通協議会（以下「協議会」という。）から交通事業者（以下「事業者」という。）に委託して実施するものである。

2 運行区域

運行区域は次のとおりとし、区域内における主なルートは別紙図面によるものとする。
差須浜～大須～幸ノ浦～江関～切串～小用

3 運行期間及び運行日数

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間中における月曜日、水曜日及び金曜日。ただし、祝祭日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）は運休とする。
（運行日数）

H30. 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
12 日	12 日	13 日	12 日	14 日	10 日	13 日
11 月	12 月	H31. 1 月	2 月	3 月	計	
12 日	11 日	11 日	11 日	13 日	144 日	

4 運行内容

- (1) 車両は乗車定員 10 名のものとする。車両には、予約型乗合タクシーであることがわかるように表示すること。
- (2) 予備車両（乗車定員 10 名以下の車両）を数台確保し、定員を超える予約があった場合などには、予備車両による適切な対応を行うこととする。
- (3) 運行方法は、予約があった者を最寄りの乗車地点から目的地まで送迎するものとする。その際、予約締切時刻までの利用の予約状況により、適切なルートで運行することとする。
- (4) 各便の運行開始 1 時間前までに予約がない場合は、その便の運行は行わないものとする。ただし、運行開始 1 時間前が 8 時よりも前になる場合は、これを前日 17 時までと読み替える。

5 利用料金

- (1) 乗車区域内での乗り降りは、1 人 1 回 300 円、小学生以下は半額の 150 円とする。
- (2) 障害者割引として、障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方には、運賃を半額に割引くこととする。また、手帳に「介護」のスタンプがある場合は、介護者 1 人までを同様に半額に割引く。
- (3) デマンドタクシーの利用料金は、運転手が利用者から現金で直接徴収する。ただし定例的に乗ることを事前に予約されている利用者に対しては、確実に収受できることを条件として、月末にまとめて徴収することができる。また、障害者割引適用者に対しては、障害者手帳を確認したうえで、障害者割引後の額を徴収する。

6 協議会への報告

- (1) 運行距離、利用者数及び料金収入について、日報を作成する。また、日報は運行日

別に作成し、1 か月をまとめたものを月報とする。

- (2) 月報は翌月 5 日までに、遅滞なく協議会へ報告するものとする。ただし、報告期限が土日祝祭日や年末年始にあたる場合は、その翌日までとする。なお、月中途においても、協議会が必要とする場合は、事業者は協議会へ日報を提出することとする。

7 予約受付方法

- (1) デマンドタクシーの予約は、口頭、電話またはファクシミリにより受け付けるものとする。
- (2) 予約は、当日の各便の運行開始 1 時間前までに受け付けるものとする。ただし、予約受付時間は原則として 8 時から 17 時までとする。このため、運行開始が 9 時よりも前になる便については、前日 17 時までに受け付けるものとする。
- (3) 予約時に氏名（複数の場合は代表者のみでも可）、利用する便、乗降場所及び連絡先電話番号を確認し、乗車時に運転手は、乗客から行き先及び復路予約の確認を行うこととする。
- (4) 利用者から、当日の予約内容の変更又は取り止めの連絡があった場合は、間違いのないよう誠実に対応することとする。
- (5) 事業者は事務所に予約受付ができる体制を確保することとし、一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の予約と混合しないよう、利用者に確認を行うこととする。

8 運行ダイヤ

- (1) デマンドタクシーの運行ダイヤの目安は次のとおりとする。なお、運行ダイヤは予約状況などにより臨機応変に対応することとする。

①切串方面行き（大須→幸ノ浦→切串→小用）

便	差須浜	大須	幸ノ浦	江関会館	シーサイドハウス	切串西沖棧橋	切串吹越棧橋	森藤医院前	小用棧橋
1	8:17	8:18	8:21	8:25	8:28	8:30	8:32	8:33	－
2	9:00	9:01	9:04	9:08	9:11	9:13	9:15	9:16	9:28
3	11:37	11:38	11:41	11:45	11:48	11:50	11:52	11:53	－
4	13:07	13:08	13:11	13:15	13:18	13:20	13:22	13:23	13:35

②大須方面行き（小用→切串→幸ノ浦→大須）

便	小用棧橋	森藤医院前	切串吹越棧橋	切串西沖棧橋	シーサイドハウス	江関会館	幸ノ浦	大須	差須浜
1	－	8:37	8:38	8:40	8:42	8:45	8:49	8:52	8:53
2	10:48	11:00	11:01	11:03	11:05	11:08	11:12	11:15	11:16
3	－	11:57	11:58	12:00	12:02	12:05	12:09	12:12	12:13
4	13:50	14:02	14:03	14:05	14:07	14:10	14:14	14:17	14:18

- (2) 事業者は、自らが運行するデマンドタクシーのダイヤを広く周知するとともに、接続する公共交通機関のダイヤ情報等の提供（車内掲示など）に努めるものとする。
- (3) 事業者は、自らが運行するデマンドタクシーのダイヤの遅延、休止及び中止等の情報を利用者へ速やかに周知するよう努めるものとする。
- (4) 前号の情報については、接続する公共交通機関へ速やかに連絡するよう努めるものとする。
- (5) 接続する公共交通機関からダイヤの遅延等の連絡を受けた事業者は、自らが運行するデマンドタクシーのダイヤに影響が生じない範囲において、デマンドタクシーを待機させ、乗客の乗継が安全かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

9 利用促進

- (1) 事業者は利用促進に向けて常に努力することとし、協議会から利用促進に向けた要請があった場合は速やかに対応することとする。
- (2) 利用者が運賃や利用方法などが分かるよう、チラシ等を車両内に掲示することとする。
- (3) 利用者が「また次も利用したい」と思われるようにサービスを充実することとする。

10 バスロケーションシステム

- (1) 協議会は、デマンドタクシーの運行に関する情報をシステムと連携して利用者へ案内するため、バスロケーションシステム（以下、「BUS i t」という。）を導入することとする。
- (2) 事業者は、BUS i tで必要とする事業者のプロープデータ（実際の走行で得られたデータ）を提供するため、運行車両にBUS i t車載器を搭載することとする。
- (3) 前号のBUS i t車載器は協議会が所有し、事業者に無償で貸与する。また、BUS i t車載器の通信費用については、協議会で負担するものとする。
- (4) 事業者は、BUS i t運営事業者である株式会社タウンクリエーション（以下、「バスロケ事業者」という。）に対し、第2号に規定するプロープデータを提供するものとする。
- (5) 前号のプロープデータは、バスロケ事業者が運営管理するものとする。

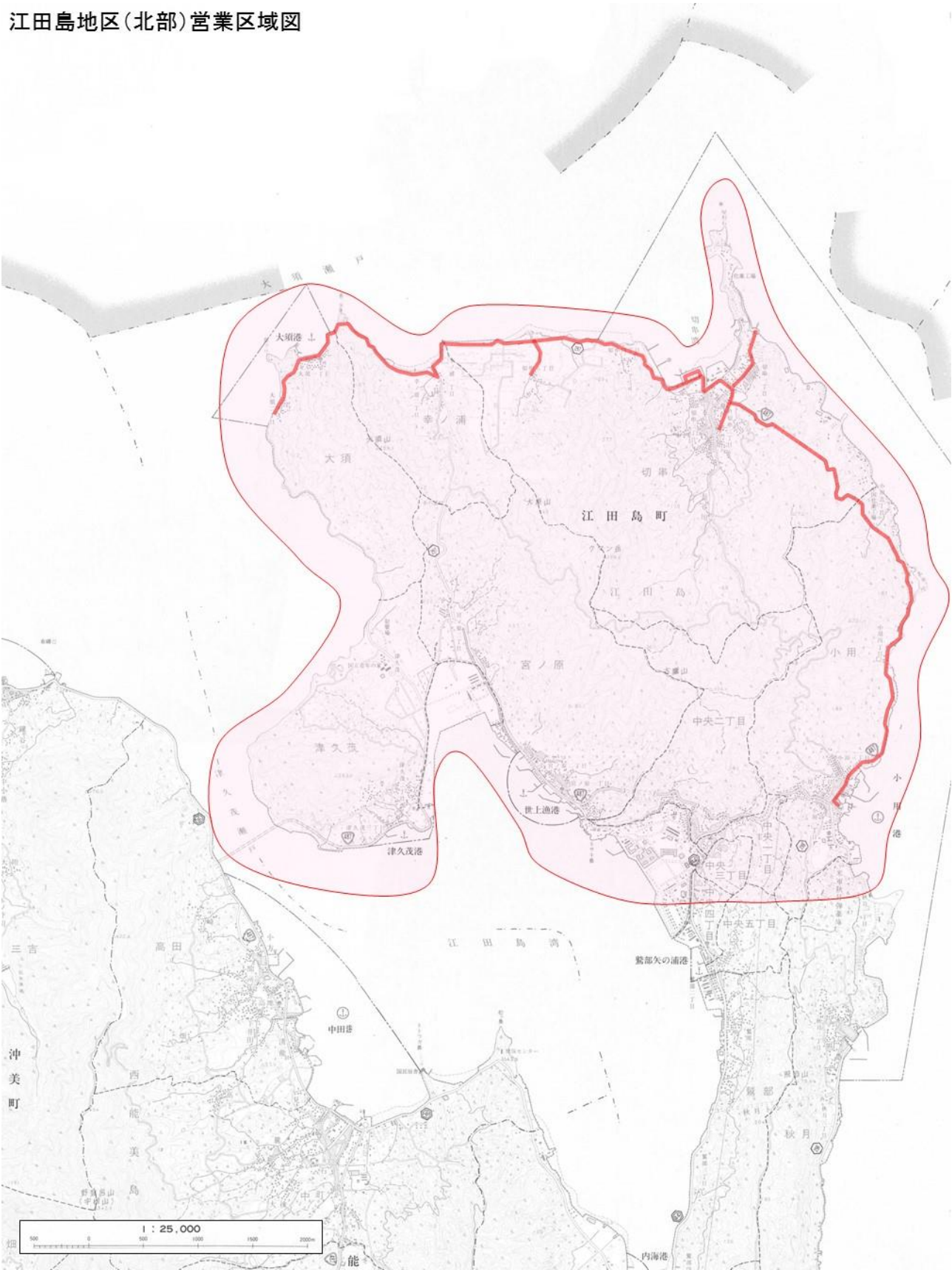
11 業務遂行上の注意事項

- (1) 本業務の運行に当たる乗務員は、法令を遵守し交通安全に万全を期するとともに、利用者に対して誠意をもって対応しなければならない。
- (2) 運行中の車両故障又は事故など事業者の帰すべき事由により運行を中止又は中断した場合は、事業者は直ちに協議会へ報告するとともに、予備車両又は交代の乗務員を確保するなど、業務に支障をきたすことのないように努めるものとする。
- (3) 天災等やむを得ない事情により、予定していた運行を中止する場合は、速やかに広島運輸支局及び協議会へ報告するとともに、予約していた利用者へ連絡することとする。
- (4) 運行中に事故が発生した場合は、まず人命救助を最優先に行い、救急車手配・警察通報・保険会社への連絡などの初期対応を事業者が責任をもって行ったうえで、広島運輸支局及び協議会へ内容報告を行うものとする。
- (5) 事業者は、運行中の事故について誠実に対応するため、本事業に使用する車両に対し、以下の補償金額以上の任意保険又は任意共済に加入するものとする。
 - ① 対人賠償 無制限
 - ② 対物賠償 無制限
 - ③ 搭乗者障害 入院1万5千円以上／人・日
 - ④ 通院 1万円以上／人・日
 - ⑤ 死亡・後遺障害 1千万円以上／人（5千万円以上／事故）
- (6) ジャンボ車両に係る経費は、デマンド交通のために協議会から支出するものであるため、事業者はこれをデマンド交通の目的外に使用することはできない。

12 その他

この仕様書に定めるもののほか、デマンドタクシー運行業務に関して必要な事項は、協議会及び事業者の双方による協議により別途定めるものとする。

江田島地区(北部)営業区域図



別記

業務委託料（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）

本運行業務における業務委託料の額は、次に掲げる運行費用、車両経費及びその他経費の合計とする。

なお、本運行業務に対し、国庫補助金等が交付された場合は、当該金額を返納するものとする。

○運行費用

運行費用＝（月額委託料＋追走委託料）×1.08－（徴収した利用料金月計額×1/2）

ただし、運行費用がマイナスになる場合は 0 円とする。

【月額委託料】（消費税及び地方消費税は別途算定）

月額委託料 1 日当たり人件費×1 月当たり契約日数

1 日当たり人件費 @15,105×6.5h/8h =12,273 円（1 円未満切上げ）

ただし、運行がない便は、1 日当たり人件費の 20%を減ずるものとする（1 円未満切上げ）。

【追走委託料】（消費税及び地方消費税は別途算定）

1 回の乗車予約が 10 名以上あった場合の小型タクシーによる追走については、追走回数に対し、月額委託料の 1/4 を支払う。

1 回当たり追走委託料 12,273 円×1/4=3,069 円（1 円未満切上げ）

○車両経費（消費税及び地方消費税を含む）

車両リース代は月額を支払うものとし、車両整備費については事前に協議会が認めたものについて、その実費を支払う（車両整備費については、費用や整備内容が分かる書類の写しを添付すること）。

○その他経費（消費税及び地方消費税を含む）

その他経費＝任意保険料実費＋臨時経費

※車両リース契約及び任意保険契約の更新があった場合は、契約書及び支払予定表の写しを協議会に提出すること。

乗合タクシー運行業務委託契約書

江田島市公共交通協議会を甲とし、株式会社江田島タクシーを乙として、甲と乙は、次のとおり業務委託契約を締結した。

(目的)

第1条 甲は次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託した。

(1) 委託業務名 江田島北部地区乗合タクシー運行業務

(2) 委託路線名 江田島北部地区（差須浜～大須～幸ノ浦～江関～切串西沖栈橋～小用）

(委託業務の内容)

第2条 委託業務の内容は、別紙仕様書のとおりとする。

(契約期間)

第3条 委託期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

2 期間中は毎日運行するものとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(委託料)

第5条 甲は、委託業務の実施に要する費用（以下「委託料」という。）として、毎月別記により算出した額を乙に支払うものとする。

(再委託などの禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(報告書の提出)

第7条 乙は、毎月委託業務が完了した後、その完了した日から起算して5日以内に委託業務に関する内容（運行状況など）を甲に書面または電子メールで報告する。

(委託料の支払)

第8条 乙は、前条の報告書を甲に提出したときは、速やかに委託料請求書を甲に提出するものとし、甲は、当該請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

2 甲が支払期日までに乙に対して委託料を支払わないときは、甲は、乙に支払期日の翌日から支払する日までの日数に応じ、未払いの委託料につき年3.6パーセントの割合で算定した金額を利息として支払うものとする。

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要があると認めた場合は、委託業務の内容を一部変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合においては、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における甲の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に違反したとき。
- (2) 委託業務の実施につき、乙に不正の行為があったため。
- (3) 乙が、正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

2 乙は、自己の責めに帰すべき理由によりこの契約が解除された場合には、第5条に定める委託料の額の10パーセントに相当する額を、違約金として甲に支払うものとする。
(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。
(実地調査など)

第12条 甲は、必要があると認めるときはいつでも乙に対し委託業務の実施の状況などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。
(疑義の解決)

第13条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成30年 月 日

甲 広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市公共交通協議会
会長 土手 三生

乙 広島県江田島市江田島町小用一丁目3番7号
株式会社江田島タクシー
代表取締役 川口 敏広

乗合タクシー運行业務委託仕様書（江田島北部朝夕便）

1 目的

大須桟橋～広島港の航路及び大須～切串～小用間の路線バスが平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止及び休止されたことに伴い、近隣の切串西沖桟橋や中継地点である小用桟橋への移動手段を確保するため、乗合タクシーによる運行を、江田島市公共交通協議会（以下「協議会」という。）から交通事業者（以下「事業者」という。）に委託して実施するものである。

2 運行路線

運行路線は次のとおりとする。

差須浜～大須～幸ノ浦～江関～切串西沖桟橋～小用の旧江田島バス運行路線

3 運行期間及び運行日数

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間中、毎日運行する。

H29. 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
30 日	31 日	30 日	31 日	31 日	30 日	31 日
11 月	12 月	H30. 1 月	2 月	3 月	計	
30 日	31 日	31 日	28 日	31 日	365 日	

4 運行内容

- (1) 車両は乗車定員 10 名以上のものとする。車両には、乗合タクシー（路線定期運行）であることがわかるように表示すること。
- (2) 予備車両（乗車定員 10 名未満の車両でも可）を数台確保し、運行に使用する車両が故障した場合などには、予備車両による適切な対応を行うこととする。
- (3) 運行方法は、指定の時間に最寄りのバス停で待っている利用者を、目的地まで送迎するものとする。なお、路線定期運行であることから、各バス停における発着時間を厳守し、特に発時間については早発することがないように十分注意することとする。

5 利用料金

- (1) 利用料金は大人 200 円・小学生以下 100 円とする。
- (2) 定期券割引として、通勤者は 3 割、大学生は 4 割、高校生は 5 割、中学生は 6 割を、30 日分の往復運賃の合計から割引くこととする。ただし、江田島市通学定期券購入補助事業（学割パス）を行う期間中は、学割パス販売額により販売することとし、定期券面には正規販売額と学割パス販売額を併記することとする。

定期券発券額は次のとおり。期間種別は 1 か月定期のみとする。

	通勤用
販 売 額	8,400 円

	大学通学用	高校通学用	中学通学用
正規販売額	7,200 円	6,000 円	4,800 円
学割パス販売額	4,800 円	4,000 円	3,200 円

- (3) 障害者割引として、障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方には、運賃を半額（大人 100 円・小学生以下 50 円）に割引くこととする。また、手帳に「介護」のスタンプがある場合は、介護者 1 人までを同様に半額に割引く。
- (4) 利用料金は、運転手が利用者から現金で直接徴収する。定期券割引適用者に対しては、定期券と引換えに 1 月分の代金を収受し、期間中は券面を確認する。障害者割引適用者に対しては、障害者手帳を確認したうえで、障害者割引後の額を徴収する。

6 定期券の取扱い

- (1) 車内に定期券申込書を設置し、期間の前日までに提出してもらう。通学用定期の場合は、通学証明を取ってもらうこととする。
- (2) 定期券申込書を受け取ったら、定期券に利用者名・年齢・発券日・有効期限を記載し、社印を押印して次に利用される車内で定期券を渡す。
- (3) 利用者の定期券が破損した場合、それが分かるものがあれば再発行する。定期券自体を紛失した場合は、定期券を使っている本人であると確認できない限り、再発行はしない。
- (4) 定期券の中途解約の申出があった場合は、申出のあった日までの日数の往復運賃に手数料 500 円を加えた額を、定期券発券額から差し引いた額を返却することとする。
- (5) その他事務については、定期券裏面に記載の注意事項を参照すること。

7 協議会への報告

- (1) 乗務員は各便で乗降者数及び乗降場所を把握し、運行日誌へ記載する。定期券利用者は（ ）書きすることとする。
- (2) 事業者はこれを翌月 5 日までに、遅滞なく協議会へ報告するものとする。ただし、報告期限が土日祝祭日や年末年始にあたる場合は、その翌日までとする。なお、月中途においても、協議会が必要とする場合は、事業者は協議会へ日誌を提出する。

8 運行ダイヤ

- (1) 運行ダイヤは別記のとおりとする。
- (2) 事業者は、自らが運行する乗合タクシーのダイヤを広く周知するとともに、接続する公共交通機関のダイヤ情報等の提供（車内掲示など）に努めるものとする。
- (3) 事業者は、自らが運行する乗合タクシーのダイヤの遅延、休止及び中止等の情報を利用者へ速やかに周知するよう努めるものとする。
- (4) 前号の情報については、接続する公共交通機関へ速やかに連絡するよう努めるものとする。
- (5) 接続する公共交通機関からダイヤの遅延等の連絡を受けた事業者は、自らが運行する乗合タクシーのダイヤに影響が生じない範囲において、乗合タクシーを待機させ、乗客の乗継が安全かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

9 利用促進

- (1) 事業者は利用促進に向けて常に努力することとし、協議会から利用促進に向けた要請があった場合は速やかに対応することとする。
- (2) 利用者が運賃や利用方法などが分かるよう、チラシ等を車両内に掲示することとする。
- (3) 利用者が「また次も利用したい」と思われるようにサービスを充実することとする。

1 0 バスロケーションシステム

- (1) 協議会は、乗合タクシーの運行に関する情報をシステムと連携して利用者へ案内するため、バスロケーションシステム（以下、「BUS i t」という。）を導入することとする。
- (2) 事業者は、BUS i tで必要とする事業者のプロープデータ（実際の走行で得られたデータ）を提供するため、運行車両にBUS i t車載器を搭載することとする。
- (3) 前号のBUS i t車載器は協議会が所有し、事業者は無償で貸与する。また、BUS i t車載器の通信費用については、協議会で負担するものとする。
- (4) 事業者は、BUS i t運営事業者である株式会社タウンクリエーション（以下、「バスロケ事業者」という。）に対し、第2号に規定するプロープデータを提供するものとする。
- (5) 前号のプロープデータは、バスロケ事業者が運営管理するものとする。

1 1 業務遂行上の注意事項

- (1) 本業務の運行に当たる乗務員は、法令を遵守し交通安全に万全を期するとともに、利用者に対して誠意をもって対応しなければならない。
- (2) 運行中の車両故障又は事故など事業者の帰すべき事由により運行を中止又は中断した場合は、事業者は直ちに協議会へ報告するとともに、予備車両又は交代の乗務員を確保するなど、業務に支障をきたすことのないように努めるものとする。
- (3) 天災等やむを得ない事情により、予定していた運行を中止する場合は、速やかに広島運輸支局及び協議会へ報告することとする。
- (4) 運行中に事故が発生した場合は、まず人命救助を最優先に行い、救急車手配・警察通報・保険会社への連絡などの初期対応を事業者が責任をもって行ったうえで、広島運輸支局及び協議会へ内容報告を行うものとする。

1 2 その他

この仕様書に定めるもののほか、乗合タクシー運行業務に関して必要な事項は、協議会及び事業者の双方による協議により別途定めるものとする。

江田島北部線大須朝夕便 営業路線図



別記

業務委託料（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）

本運行業務における業務委託料の額は、次に掲げる運行費用、車両経費及びその他経費の合計とする。

ただし、本運行業務に対し、国庫補助金が交付された場合は、当該金額を返納するものとする。

○運行費用

運行費用＝月額委託料×1.08－（徴収した利用料金月計額×1/2）

ただし、運行費用がマイナスになる場合は 0 円とする。

【月額委託料】

月額委託料 1 日当たり人件費×1 月当たり契約日数

1 日当たり人件費 @18,881×6h/8h =14,161 円

○車両経費（消費税及び地方消費税を含む）

車両リース代は月額を支払うものとし、車両整備費については事前に協議会が認めたものについて、その実費を支払う（車両整備費については、費用や整備内容が分かる書類の写しを添付すること）。

○その他経費（消費税及び地方消費税を含む）

その他経費＝任意保険料実費＋臨時経費

※車両リース契約及び任意保険契約の更新があった場合は、契約書及び支払予定表の写しを協議会に提出すること。

※次の経費については、江田島北部地区デマンド型乗合タクシーと同一の運行事業者に業務委託を行う場合は、これを含めないこととする。

○車両経費

車両リース月額及び車両整備費

○その他経費

任意保険料及び臨時経費

別記

江田島北部地区朝夕便 運行ダイヤ

(大須→幸ノ浦→切串→小用)

便	大須差須浜	大須公園前	大須棧橋	幸ノ浦	エセギ	タカノス	切串西沖棧橋	切串小学校	北沖新開	切串	一ツ小島	高須	三石	横撫	中松田	小用
1 便	6:15	6:16	6:16	6:19	6:22	6:24	6:25	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 便	6:45	6:46	6:46	6:49	6:52	6:54	6:55	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3 便	7:15	7:16	7:16	7:19	7:22	7:24	7:25	7:25	7:26	7:26	7:28	7:28	7:31	7:32	7:33	7:38
4 便	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 便	17:40	17:41	17:41	17:44	17:47	17:49	17:50	17:50	17:51	17:51	17:53	17:53	17:56	17:57	17:58	18:03
6 便	19:50	19:51	19:51	19:54	19:57	19:59	20:00	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(小用→切串→幸ノ浦→大須)

便	小用	中松田	横撫	三石	高須	一ツ小島	切串	北沖新開	切串小学校	切串西沖棧橋	タカノス	エセギ	幸ノ浦	大須棧橋	大須公園前	大須差須浜
1 便	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6:30	6:31	6:33	6:36	6:39	6:39	6:40
2 便	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7:00	7:01	7:03	7:06	7:09	7:09	7:10
3 便	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 便	17:15	17:15	17:16	17:18	17:20	17:21	17:25	17:25	17:26	17:28	17:29	17:31	17:34	17:37	17:37	17:38
5 便	19:02	19:02	19:03	19:05	19:07	19:08	19:12	19:12	19:13	19:15	19:16	19:18	19:21	19:24	19:24	19:25
6 便	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20:35	20:36	20:38	20:41	20:44	20:44	20:45

デマンド型乗合タクシー運行業務委託契約書

江田島市公共交通協議会を甲とし、三高タクシーを乙として、甲と乙は、次のとおり業務委託契約を締結した。

(目的)

第1条 甲は次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託した。

- (1) 委託業務名 沖美北部地区デマンド型乗合タクシー運行業務
- (2) 委託区域名 沖美・能美地区（美能～高祖～三吉～高田～中町）

(委託業務の内容)

第2条 委託業務の内容は、別紙仕様書のとおりとする。

(契約期間)

第3条 委託期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

2 運行日は別に定めるものとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(委託料)

第5条 甲は、委託業務の実施に要する費用（以下「委託料」という。）として、毎月別記により算出した額を乙に支払うものとする。

(再委託などの禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(報告書の提出)

第7条 乙は、毎月委託業務が完了した後、その完了した日から起算して5日以内に委託業務に関する内容（運行に係る収支状況や運行状況など）を甲に書面または電子メールで報告する。

(委託料の支払)

第8条 乙は、前条の報告書を甲に提出したときは、速やかに委託料請求書を甲に提出するものとし、甲は、当該請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

2 甲が支払期日までに乙に対して委託料を支払わないときは、甲は、乙に支払期日の翌日から支払する日までの日数に応じ、未払いの委託料につき年3.6パーセントの割合で算定した金額を利息として支払うものとする。

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要があると認めた場合は、委託業務の内容を一部変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合においては、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における甲の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除

することができる。

(1) 乙が、この契約に違反したとき。

(2) 委託業務の実施につき、乙に不正の行為があったため。

(3) 乙が、正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

2 乙は、自己の責めに帰すべき理由によりこの契約が解除された場合には、第5条に定める委託料の額の10パーセントに相当する額を、違約金として甲に支払うものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(実地調査など)

第12条 甲は、必要があると認めるときはいつでも乙に対し委託業務の実施の状況などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成30年 月 日

甲 広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市公共交通協議会
会長 土手 三生

乙 広島県江田島市沖美町三吉456番地5
三高タクシー 城山 賢二

デマンド型乗合タクシー運行業務委託仕様書（沖美北部線）

1 目的

バス路線から離れている、あるいは利用したい時間帯に路線バスが運行していない等の理由により、公共交通を利用しづらい地域において、路線バスに代わる交通手段としてデマンド型乗合タクシー（以下「デマンドタクシー」という。）による運行を、江田島市公共交通協議会（以下「協議会」という。）から交通事業者（以下「事業者」という。）に委託して実施するものである。

2 運行区域

運行区域は次のとおりとし、区域内における主なルートは別紙図面によるものとする。
美能～高祖～三吉～高田～中町

3 運行期間及び運行日数

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間中における月曜日、水曜日及び金曜日。ただし、祝祭日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）は運休とする。（運行日数）

H30. 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
12 日	12 日	13 日	12 日	14 日	10 日	13 日
11 月	12 月	H31. 1 月	2 月	3 月	計	
12 日	11 日	11 日	11 日	13 日	144 日	

4 運行内容

- (1) 車両は事業者の所有する乗車定員 5 名のものとする。車両には、予約型乗合タクシーであることがわかるように表示すること。
- (2) 予備車両（乗車定員 5 名の車両）を数台確保し、定員を超える予約があった場合などには、予備車両による適切な対応を行うこととする。
- (3) 運行方法は、予約があった者を最寄りの乗車地点から目的地まで送迎するものとする。その際、予約締切時刻までの利用の予約状況により、適切なルートで運行することとする。
- (4) 各便の運行開始 1 時間前までに予約がない場合は、その便の運行は行わないものとする。ただし、運行開始 1 時間前が 8 時よりも前になる場合は、これを前日 17 時までと読み替える。

5 利用料金

- (1) 乗車区域内での乗り降りは、1 人 1 回 300 円、小学生以下は半額の 150 円とする。
- (2) 障害者割引として、障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方には、運賃を半額に割引くこととする。また、手帳に「介護」のスタンプがある場合は、介護者 1 人までを同様に半額に割引く。
- (3) デマンドタクシーの利用料金は、運転手が利用者から現金で直接徴収する。ただし定例的に乗ることを事前に予約されている利用者に対しては、確実に収受できることを条件として、月末にまとめて徴収することができる。また、障害者割引適用者に対しては、障害者手帳を確認したうえで、障害者割引後の額を徴収する。

6 協議会への報告

- (1) 運行距離、利用者数及び料金収入について、日報を作成する。また、日報は運行日別に作成し、1 か月をまとめたものを月報とする。
- (2) 月報は翌月 5 日までに、遅滞なく協議会へ報告するものとする。ただし、報告期限が土日祝祭日や年末年始にあたる場合は、その翌日までとする。なお、月中途においても、協議会が必要とする場合は、事業者は協議会へ日報を提出することとする。

7 予約受付方法

- (1) デマンドタクシーの予約は、口頭、電話またはファクシミリにより受け付けるものとする。
- (2) 予約は、当日の各便の運行開始 1 時間前までに受け付けるものとする。ただし、予約受付時間は原則として 8 時から 17 時までとする。このため、運行開始が 9 時よりも前になる便については、前日 17 時までに受け付けるものとする。
- (3) 予約時に氏名（複数の場合は代表者のみでも可）、利用する便、乗降場所及び連絡先電話番号を確認し、乗車時に運転手は、乗客から行き先及び復路予約の確認を行うこととする。
- (4) 利用者から、当日の予約内容の変更又は取り止めの連絡があった場合は、間違いのないよう誠実に対応することとする。
- (5) 事業者は事務所内に予約受付ができる体制を確保することとし、一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の予約と混合しないよう、利用者に確認を行うこととする。

8 運行ダイヤ

- (1) デマンドタクシーの運行ダイヤの目安は次のとおりとする。なお、運行ダイヤは予約状況などにより臨機応変に対応することとする。

①能美方面行き（美能→高祖→三吉→高田→中町）

便	美能	高祖	長尾医院	三吉奥	三高栈橋	高田栈橋	中町栈橋	温泉・おおたに
1	8:40	8:44	8:47	8:50	8:54	9:02	9:06	9:09
2	9:42	9:46	9:49	9:52	9:56	10:04	10:08	10:11
3	11:28	11:32	11:35	11:38	11:42	11:50	11:54	11:57
4	13:21	13:25	13:28	13:31	13:35	13:43	13:47	13:50

②美能方面行き（中町→高田→三吉→高祖→美能）

便	温泉・おおたに	中町栈橋	高田栈橋	三高栈橋	三吉奥	長尾医院	高祖	美能
1	9:15	9:18	9:22	9:30	—	—	9:33	9:37
2	10:25	10:28	10:32	10:40	10:44	10:47	10:50	10:54
3	12:00	12:04	12:08	12:16	12:20	12:23	12:26	12:30
4	13:55	13:58	14:02	14:10	14:14	14:17	14:20	14:24

- (2) 事業者は、自らが運行するデマンドタクシーのダイヤを広く周知するとともに、接続する公共交通機関のダイヤ情報等の提供（車内掲示など）に努めるものとする。
- (3) 事業者は、自らが運行するデマンドタクシーのダイヤの遅延、休止及び中止等の情報を利用者へ速やかに周知するよう努めるものとする。
- (4) 前号の情報については、接続する公共交通機関へ速やかに連絡するよう努めるものとする。
- (5) 接続する公共交通機関からダイヤの遅延等の連絡を受けた事業者は、自らが運行するデマンドタクシーのダイヤに影響が生じない範囲において、デマンドタクシーを待

機させ、乗客の乗継が安全かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

9 利用促進

- (1) 事業者は利用促進に向けて常に努力することとし、協議会から利用促進に向けた要請があった場合は速やかに対応することとする。
- (2) 利用者が運賃や利用方法などが分かるよう、チラシ等を車両内に掲示することとする。
- (3) 利用者が「また次も利用したい」と思われるようにサービスを充実することとする。

10 バスロケーションシステム

- (1) 協議会は、デマンドタクシーの運行に関する情報をシステムと連携して利用者へ案内するため、バスロケーションシステム（以下、「BUS i t」という。）を導入することとする。
- (2) 事業者は、BUS i tで必要とする事業者のプローブデータ（実際の走行で得られたデータ）を提供するため、運行車両にBUS i t車載器を搭載することとする。
- (3) 前号のBUS i t車載器は協議会が所有し、事業者は無償で貸与する。また、BUS i t車載器の通信費用については、協議会で負担するものとする。
- (4) 事業者は、BUS i t運営事業者である株式会社タウンクリエーション（以下、「バスロケ事業者」という。）に対し、第2号に規定するプローブデータを提供するものとする。
- (5) 前号のプローブデータは、バスロケ事業者が運営管理するものとする。

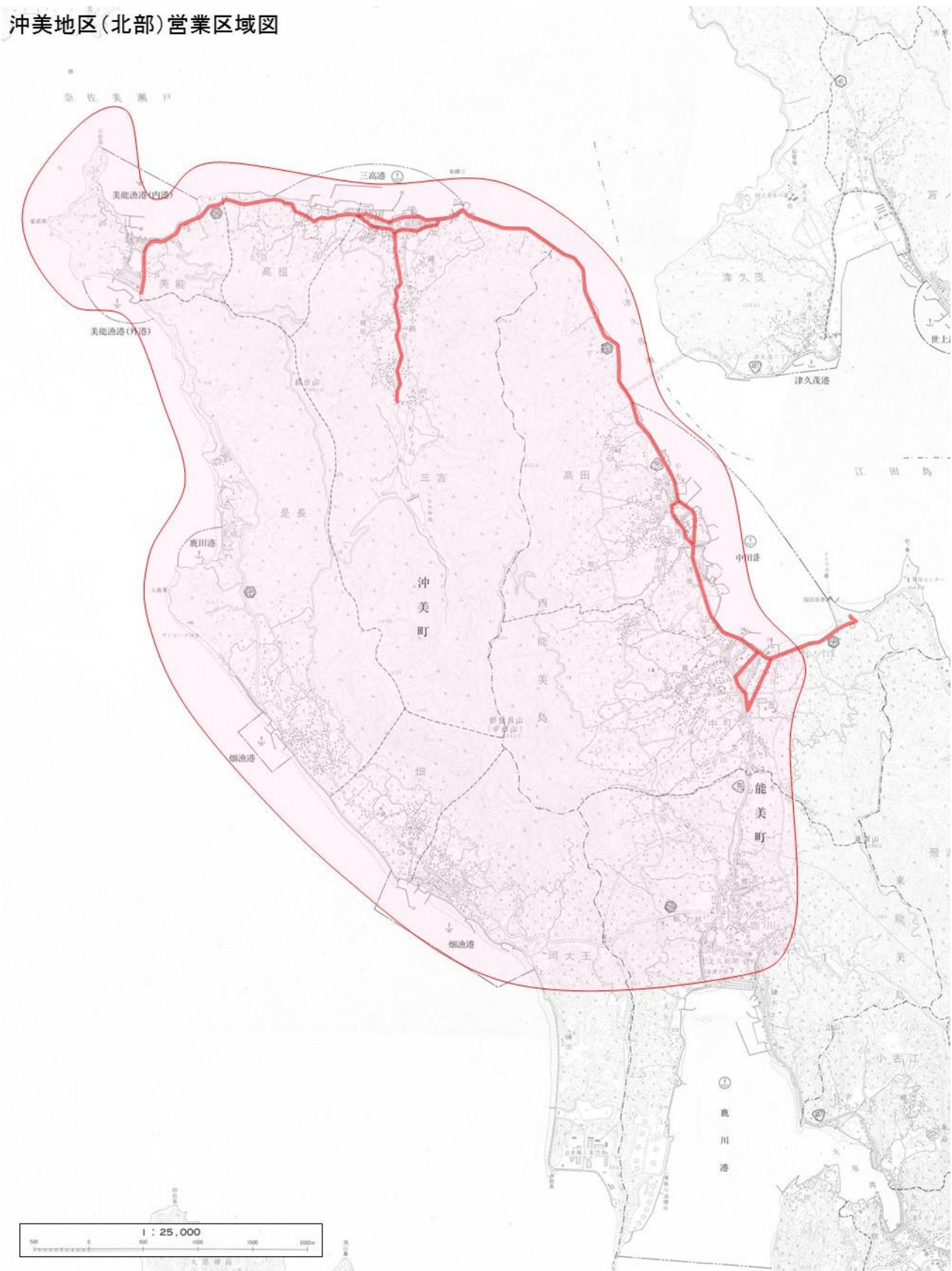
11 業務遂行上の注意事項

- (1) 本業務の運行に当たる乗務員は、法令を遵守し交通安全に万全を期するとともに、利用者に対して誠意をもって対応しなければならない。
- (2) 運行中の車両故障又は事故など事業者の帰すべき事由により運行を中止又は中断した場合は、事業者は直ちに協議会へ報告するとともに、予備車両又は交代の乗務員を確保するなど、業務に支障をきたすことのないように努めるものとする。
- (3) 天災等やむを得ない事情により、予定していた運行を中止する場合は、速やかに広島運輸支局及び協議会へ報告するとともに、予約していた利用者へ連絡することとする。
- (4) 運行中に事故が発生した場合は、まず人命救助を最優先に行い、救急車手配・警察通報・保険会社への連絡などの初期対応を事業者が責任をもって行ったうえで、広島運輸支局及び協議会へ内容報告を行うものとする。
- (5) 事業者は、運行中の事故について誠実に対応するため、本事業に使用する車両に対し、以下の補償金額以上の任意保険又は任意共済に加入するものとする。
 - ① 対人賠償 無制限
 - ② 対物賠償 無制限
 - ③ 搭乗者障害 入院1万5千円以上／人・日
 - ④ 通院 1万円以上／人・日
 - ⑤ 死亡・後遺障害 1千万円以上／人（5千万円以上／事故）

12 その他

この仕様書に定めるもののほか、デマンドタクシー運行業務に関して必要な事項は、協議会及び事業者の双方による協議により別途定めるものとする。

沖美地区(北部)営業区域図



別記

業務委託料（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）

本運行業務における業務委託料の額は、次に掲げる月額委託料とする。

なお、本運行業務に対し、国庫補助金等が交付された場合は、当該金額を返納するものとする。

【月額委託料】

月額委託料＝ {((1 便単価×100%) × 運行便数) + ((1 便単価×80%) × 休止便数) + ((1 便単価×100%) × 追走回数)} － 徴収した利用料金月額

ただし、月額委託料がマイナスになる場合は 0 円とする。

○ 1 便単価は 4,520 円とする。（広島県 B 地区における自動認可運賃を基礎）

ただし、上下ともに乗車しなかった場合は 80%（≒3,616 円）に減ずるものとする。

○ 追走費用

1 回の乗車予約が 4 名以上あった場合の小型タクシーによる追走については、追走回数に対し、4,520 円（1 便単価）を支払う。

※1 往復＝1 便として考える。

デマンド型乗合タクシー運行業務委託契約書

江田島市公共交通協議会を甲とし、有限会社能美タクシーを乙として、甲と乙は、次のとおり業務委託契約を締結した。

(目的)

第1条 甲は次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託した。

- (1) 委託業務名 沖美南部地区デマンド型乗合タクシー運行業務
- (2) 委託区域名 沖美南部地区（三吉～高祖～美能～是長～畑～岡大王～鹿川～中町）

(委託業務の内容)

第2条 委託業務の内容は、別紙仕様書のとおりとする。

(契約期間)

第3条 委託期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

2 運行日は別に定めるものとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(委託料)

第5条 甲は、委託業務の実施に要する費用（以下「委託料」という。）として、毎月別記により算出した額を乙に支払うものとする。

(再委託などの禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(報告書の提出)

第7条 乙は、毎月委託業務が完了した後、その完了した日から起算して5日以内に委託業務に関する内容（運行に係る収支状況や運行状況など）を甲に書面または電子メールで報告する。

(委託料の支払)

第8条 乙は、前条の報告書を甲に提出したときは、速やかに委託料請求書を甲に提出するものとし、甲は、当該請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

2 甲が支払期日までに乙に対して委託料を支払わないときは、甲は、乙に支払期日の翌日から支払する日までの日数に応じ、未払いの委託料につき年3.6パーセントの割合で算定した金額を利息として支払うものとする。

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要があると認めた場合は、委託業務の内容を一部変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合においては、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における甲の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除

することができる。

(1) 乙が、この契約に違反したとき。

(2) 委託業務の実施につき、乙に不正の行為があったため。

(3) 乙が、正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

2 乙は、自己の責めに帰すべき理由によりこの契約が解除された場合には、第5条に定める委託料の額の10パーセントに相当する額を、違約金として甲に支払うものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(実地調査など)

第12条 甲は、必要があると認めるときはいつでも乙に対し委託業務の実施の状況などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成30年 月 日

甲 広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市公共交通協議会
会長 土手 三生

乙 広島県江田島市能美町鹿川2723番地1
有限会社能美タクシー
代表取締役 今宮 浩二

デマンド型乗合タクシー運行业務委託仕様書（沖美南部線）

1 目的

バス路線から離れている、あるいは利用したい時間帯に路線バスが運行していない等の理由により、公共交通を利用しづらい地域において、路線バスに代わる交通手段としてデマンド型乗合タクシー（以下「デマンドタクシー」という。）による運行を、江田島市公共交通協議会（以下「協議会」という。）から交通事業者（以下「事業者」という。）に委託して実施するものである。

2 運行区域

運行区域は次のとおりとし、区域内における主なルートは別紙図面によるものとする。
三吉～高祖～美能～是長～畑～岡大王～鹿川～中町

3 運行期間及び運行日数

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間中における月曜日から土曜日まで。ただし、祝祭日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）は運休とする。

（運行日数）

H30. 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
24 日	24 日	26 日	25 日	26 日	23 日	26 日
11 月	12 月	H31. 1 月	2 月	3 月	計	
24 日	23 日	23 日	23 日	25 日	292 日	

4 運行内容

- (1) 車両は乗車定員 10 名のものとする。車両には、予約型乗合タクシーであることがわかるように表示すること
- (2) 予備車両（乗車定員 10 名以下の車両）を数台確保し、定員を超える予約があった場合などには、予備車両による適切な対応を行うこととする。
- (3) 運行方法は、予約があった者を最寄りの乗車地点から目的地まで送迎するものとする。その際、予約締切時刻までの利用の予約状況により、適切なルートで運行することとする。
- (4) 各便の運行開始 1 時間前までに予約がない場合は、その便の運行は行わないものとする。ただし、運行開始 1 時間前が 8 時よりも前になる場合は、これを前日 17 時までと読み替える。

5 利用料金

- (1) 乗車区域内での乗り降りは、1 人 1 回 300 円、小学生以下は半額の 150 円とする。
- (2) 障害者割引として、障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方には、運賃を半額に割引くこととする。また、手帳に「介護」のスタンプがある場合は、介護者 1 人までを同様に半額に割引く。
- (3) デマンドタクシーの利用料金は、運転手が利用者から現金で直接徴収する。ただし定例的に乗ることを事前に予約されている利用者に対しては、確実に収受できることを条件として、月末にまとめて徴収することができる。また、障害者割引適用者に対しては、障害者手帳を確認したうえで、障害者割引後の額を徴収する。

6 協議会への報告

- (1) 運行距離、利用者数及び料金収入について、日報を作成する。また、日報は運行日

別に作成し、1 か月をまとめたものを月報とする。

- (2) 月報は翌月 5 日までに、遅滞なく協議会へ報告するものとする。ただし、報告期限が土日祝祭日や年末年始にあたる場合は、その翌日までとする。なお、月中途においても、協議会が必要とする場合は、事業者は協議会へ日報を提出することとする。

7 予約受付方法

- (1) デマンドタクシーの予約は、口頭、電話またはファクシミリにより受け付けるものとする。
- (2) 予約は、当日の各便の運行開始 1 時間前までに受け付けるものとする。ただし、予約受付時間は原則として 8 時から 17 時までとする。このため、運行開始が 9 時よりも前になる便については、前日 17 時までに受け付けるものとする。
- (3) 予約時に氏名（複数の場合は代表者のみでも可）、利用する便、乗降場所及び連絡先電話番号を確認し、乗車時に運転手は、乗客から行き先及び復路予約の確認を行うこととする。
- (4) 利用者から、当日の予約内容の変更又は取り止めの連絡があった場合は、間違いのないよう誠実に対応することとする。
- (5) 事業者は事務所に予約受付ができる体制を確保することとし、一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の予約と混合しないよう、利用者に確認を行うこととする。

8 運行ダイヤ

- (1) デマンドタクシーの運行ダイヤの目安は次のとおりとする。なお、運行ダイヤは予約状況などにより臨機応変に対応することとする。

①能美方面行き（三吉→高祖→美能→是長→畑→岡大王→鹿川→中町）

便	三高棧橋	美能	林山上	是長	大王	是長口	中町棧橋	温泉・おおたに
1	8:13	8:20	8:31	8:37	8:44	8:49	8:55	8:58
2	9:37	9:44	9:55	10:01	10:08	10:13	10:19	10:22
3	13:23	13:30	13:41	13:47	13:54	13:59	14:05	14:08
4	15:38	15:45	15:56	16:02	16:09	16:14	16:20	16:23

②三高方面行き（中町→鹿川→岡大王→畑→是長→美能→高祖→三吉）

便	温泉・おおたに	中町棧橋	是長口	大王	是長	林山上	美能	三高棧橋
1	－	－	－	7:33	7:40	7:46	7:57	8:04
2	8:59	9:02	9:08	9:13	9:20	－	9:30	9:37
3	12:00	12:03	12:09	12:14	12:21	12:27	12:38	12:45
4	14:08	14:11	14:17	14:22	14:29	14:35	14:46	14:53
5	16:23	16:26	16:32	16:37	16:44	16:50	17:01	17:08

- (2) 事業者は、自らが運行するデマンドタクシーのダイヤを広く周知するとともに、接続する公共交通機関のダイヤ情報等の提供（車内掲示など）に努めるものとする。
- (3) 事業者は、自らが運行するデマンドタクシーのダイヤの遅延、休止及び中止等の情報を利用者へ速やかに周知するよう努めるものとする。
- (4) 前号の情報については、接続する公共交通機関へ速やかに連絡するよう努めるものとする。
- (5) 接続する公共交通機関からダイヤの遅延等の連絡を受けた事業者は、自らが運行するデマンドタクシーのダイヤに影響が生じない範囲において、デマンドタクシーを待機させ、乗客の乗継が安全かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

9 利用促進

- (1) 事業者は利用促進に向けて常に努力することとし、協議会から利用促進に向けた要請があった場合は速やかに対応することとする。
- (2) 利用者が運賃や利用方法などが分かるよう、チラシ等を車両内に掲示することとする。
- (3) 利用者が「また次も利用したい」と思われるようにサービスを充実することとする。

10 バスロケーションシステム

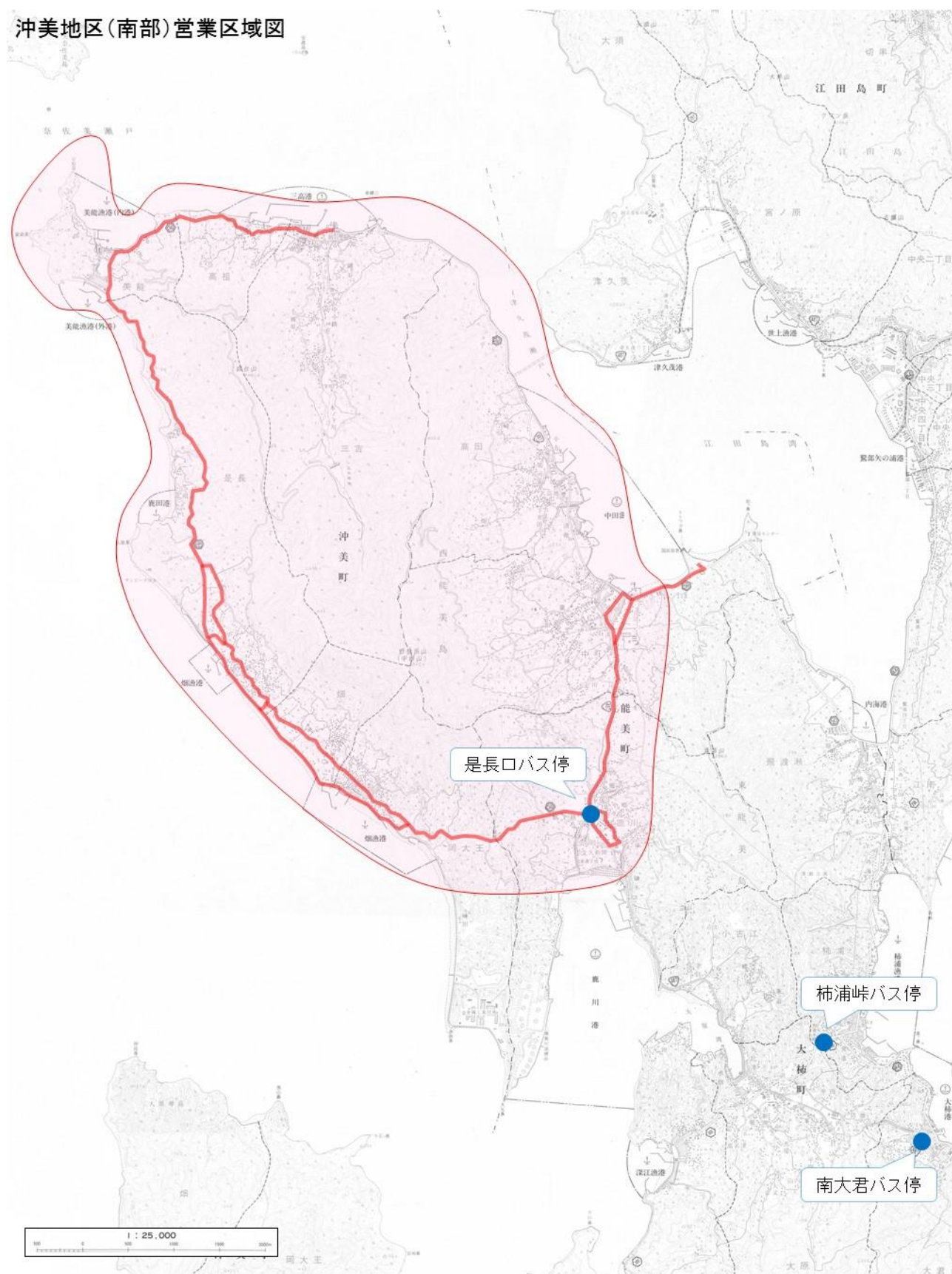
- (1) 協議会は、デマンドタクシーの運行に関する情報をシステムと連携して利用者へ案内するため、バスロケーションシステム（以下、「BUS i t」という。）を導入することとする。
- (2) 事業者は、BUS i tで必要とする事業者のプロープデータ（実際の走行で得られたデータ）を提供するため、運行車両にBUS i t車載器を搭載することとする。
- (3) 前号のBUS i t車載器は協議会が所有し、事業者に無償で貸与する。また、BUS i t車載器の通信費用については、協議会で負担するものとする。
- (4) 事業者は、BUS i t運営事業者である株式会社タウンクリエーション（以下、「バスロケ事業者」という。）に対し、第2号に規定するプロープデータを提供するものとする。
- (5) 前号のプロープデータは、バスロケ事業者が運営管理するものとする。

11 業務遂行上の注意事項

- (1) 本業務の運行に当たる乗務員は、法令を遵守し交通安全に万全を期するとともに、利用者に対して誠意をもって対応しなければならない。
- (2) 運行中の車両故障又は事故など事業者の帰すべき事由により運行を中止又は中断した場合は、事業者は直ちに協議会へ報告するとともに、予備車両又は交代の乗務員を確保するなど、業務に支障をきたすことのないように努めるものとする。
- (3) 天災等やむを得ない事情により、予定していた運行を中止する場合は、速やかに広島運輸支局及び協議会へ報告するとともに、予約していた利用者へ連絡することとする。
- (4) 運行中に事故が発生した場合は、まず人命救助を最優先に行い、救急車手配・警察通報・保険会社への連絡などの初期対応を事業者が責任をもって行ったうえで、広島運輸支局及び協議会へ内容報告を行うものとする。
- (5) 事業者は、運行中の事故について誠実に対応するため、本事業に使用する車両に対し、以下の補償金額以上の任意保険又は任意共済に加入するものとする。
 - ① 対人賠償 無制限
 - ② 対物賠償 無制限
 - ③ 搭乗者障害 入院1万5千円以上／人・日
 - ④ 通院 1万円以上／人・日
 - ⑤ 死亡・後遺障害 1千万円以上／人（5千万円以上／事故）
- (6) ジャンボ車両に係る経費は、デマンド交通のために協議会から支出するものであるため、事業者はこれをデマンド交通の目的外に使用することはできない。

12 その他

この仕様書に定めるもののほか、デマンドタクシー運行業務に関して必要な事項は、協議会及び事業者の双方による協議により別途定めるものとする。



別記

業務委託料（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）

本運行業務における業務委託料の額は、次に掲げる運行費用、車両経費及びその他経費の合計とする。

なお、本運行業務に対し、国庫補助金等が交付された場合は、当該金額を返納するものとする。

○運行費用

運行費用＝（月額委託料＋追走委託料）×1.08－（徴収した利用料金月計額×1/2）

ただし、運行費用がマイナスになる場合は 0 円とする。

【月額委託料】（消費税及び地方消費税は別途算定）

月額委託料 1 日当たり人件費×1 月当たり契約日数

1 日当たり人件費 @15,105×9h/8h＝16,994 円（1 円未満切上げ）

ただし、運行がない便は、1 日当たり人件費の 20%を減ずるものとする（1 円未満切上げ）。

【追走委託料】（消費税及び地方消費税は別途算定）

1 回の乗車予約が 10 名以上あった場合の小型タクシーによる追走については、追走回数に対し、月額委託料の 1/4 を支払う。

1 回当たり追走委託料 16,994 円×1/4＝3,777 円（1 円未満切上げ）

○車両経費（消費税及び地方消費税を含む）

車両リース代は月額を支払うものとし、車両整備費については事前に協議会が認めたものについて、その実費を支払う（車両整備費については、費用や整備内容が分かる書類の写しを添付すること）。

○その他経費（消費税及び地方消費税を含む）

その他経費＝任意保険料実費＋臨時経費

※車両リース契約及び任意保険契約の更新があった場合は、契約書及び支払予定表の写しを協議会に提出すること。